

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 災害共済見舞金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）会員が、会務の遂行上被った災害（死亡、疾病、障害等をいう。以下同じ）に対する見舞金の支給に関して必要な事項を定め、もって会員及び会員の家族の生活扶助と、円滑な会務の遂行を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程で定める用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「会員」とは、定款第5条に規程する正会員をいう。
- (2) 「災害共済」とは、会員の共済の精神に基づく相互扶助をいう。
- (3) 「会務」とは、会長の命による業務をいい、その範囲は当該者が行動を開始した時間から終了した時間までをいう。
- (4) 「災害共済見舞金」とは、事故等の災害に対して本会が支払う金銭をいう。

(適用の範囲と条件)

第3条 この規程で定める適用範囲と条件は、次のとおりとする。

- (1) 会務の遂行上被った災害
- (2) その他本会が認めた災害

2 適用条件は前号にかかわらず、故意または重大な過失により生じた場合には適用しない。

(災害共済見舞金の種類)

第4条 災害共済見舞金の種類は、次に挙げるとおりとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 障害見舞金
- (3) 療養見舞金

(死亡見舞金)

第5条 死亡見舞金は、会員が会務により死亡した場合に、当該会員の遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、100,000円とする。

(障害見舞金)

第6条 障害見舞金は、会員が会務遂行上負傷または疾病にかかったとき、障害の程度により100,000円を限度として当該会員に対して支給する。

(療養見舞金)

第7条 療養見舞金は、会員が会務遂行上疾病にかかり、病院、診療所等において療養を

受けた場合に、当該会員に対して支給する。

2 療養見舞金の額は、「別表」の療養期間に応じた額とする。

(請求)

第8条 災害共済見舞金の請求は、所定の申請書に必要事項を記入し、1年以内に申請書を会長に提出する。

(認定)

第9条 死亡、疾病、障害等が会務上によるかどうかの認定、災害等の程度の認定は、災害共済委員会が行うものとする。

2 災害共済委員の編成と任務は、次に定めるところによる。

(1) 委員は、会員の中から若干名を会長が委嘱する。

(2) 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(3) 委員長は委員会を統括する。委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、あらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

(4) 委員は、災害共済支援に関する専門業務を、会長から委嘱されたものとみなす。

(5) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(見舞金の支給)

第10条 見舞金の支給については、障害及び療養見舞金を併給しない。

2 障害の程度ならびに療養期間に変更を生じ、新たに見舞金を支給する場合は、すでに支給した額を差引いて支給する。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第12条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表（第7条関係）

療養見舞金	
療養期間	支給額
2週間以内	10,000円
2週間を超えて3週間以内	20,000円
3週間以上	30,000円